

令和3年度 市民税・県民税 申告書(分離課税等用)

整理番号

フリガナ	生年月日	電話番号
氏名	明・大・昭・平・令	

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	特例適用条文	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 所得金額(①-②) 円	④ 特別控除額 円	⑤ 所得金額(③-④) 円

株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

区分	収入金額 円	必要経費 円	差引金額 円

上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	負債の利子 円	差引金額 円

特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

① 給与収入金額 円	② 特定支出の金額の合計額 円	所得金額(①-②) 円

(赤字の場合は0)

山林所得に関する事項

① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 特別控除額 円	④ 青色申告特別控除額 円	所得金額(①-②-③-④) 円

退職所得に関する事項

① 収入金額 円	勤続年数 年 (年 月間)	② 退職所得控除 円	③ 差引金額(①-②) 円	所得金額(③×1/2) 円

焼津市使用欄(記入不要)

収入金額 円			
短期譲渡	一般	201	
	軽減	205	
長期譲渡	一般	210	
	特定	214	
	軽減課	218	
一般株式等の譲渡		223	
上場株式等の譲渡		227	
上場株式等の配当		251	
先物取引		235	
山 林		239	
退 職		243	
所得金額・特別控除額 円			
短期譲渡	一般	特控前	202
		特 控	203
	軽減	特控前	206
		特 控	207
長期譲渡	一般	特控前	211
		特 控	212
	特定	特控前	215
		特 控	216
	軽減課	特控前	219
		特 控	220
一般株式等の譲渡		224	
上場株式等の譲渡		228	
上場株式等の配当		252	
先物取引		236	
山 林	特控前	240	
	特 控	241	
退 職		246	
特例適用条文			

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

特例条文 短期	209	特例条文 長期	222
------------	-----	------------	-----

## 分離課税所得の計算方法について

### 〈土地・建物等の譲渡所得等の税額の求め方〉

土地や建物、株式等の資産を譲渡した場合の所得や先物取引等の所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額計算を行います。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税率や税額の計算方法などが異なります。

#### ① 課税譲渡所得金額

$$\boxed{\text{収入金額}} - \left( \boxed{\text{譲渡した資産の取得費用}} + \boxed{\text{譲渡費用}} \right) - \boxed{\text{特別控除額(注1)}} - \boxed{\text{所得控除額(注2)}}$$

(注1) 公共事業などのために土地建物を売った場合、一定の要件のもとに5,000万円を限度とする特別控除があります。その他にも居住用財産を譲渡した場合の特別控除などがあります。

#### ② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下	短期譲渡所得

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合、その金額を控除します。

#### ③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区分		算式
短期譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税5.4%、県民税3.6%、所得税 30%）
	軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
長期譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
	特定分	[2,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%）
		[2,000万円超]
軽減分		[6,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%）
	[6,000万円超]	市民税 144万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 3.0% 県民税 96万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 2.0% 所得税 600万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 15%
一般株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の配当		課税配当所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
先物取引		課税先物取引所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）

### 〈源泉分離課税の対象とされなかった退職所得の課税所得の求め方〉

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【税率】 市民税6%・県民税4%

#### 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年までの場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年) + 800万円

※勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。  
※障害退職の時は、退職所得控除額に100万円を加算します。  
※勤続年数5年以下の役員等の場合は、2分の1を乗じる措置はありません。